

業務委託仕様書

1. 業務名
水管橋点検調査業務
2. 業務場所
南房総市富浦町南無谷 150 番 3 地先 外 96 箇所
3. 業務の範囲
本調査は，委託者の指定する水管橋等の施設とする。
4. 業務の履行期間
履行期間は，契約日翌日から令和 9 年 2 月 1 9 日までとする。
5. 一般事項
 - (1) 本業務の受託者（以下「受託者」という。）は，点検の対象となる水管橋について，事前に竣工図面等で確認し，水管橋ごとの点検内容や点検方針を業務計画書として取りまとめ，監督職員の確認を得たうえで点検作業に着手する。
 - (2) 受託者は，事前に図面等で作業箇所の周辺状況を把握し，作業に必要な図面を携帯する。
 - (3) 点検作業に当たっては，作業の安全性確保に必要な設備，装備に関する措置を行うとともに，水道施設に対し，損傷を与えないように十分留意する。
 - (4) 受託者は作業に当たり，騒音規制法，振動規制法及び，公害防止関係法令に定める，規制基準を遵守するために必要な措置を講ずる。
 - (5) 作業に当たり，河川及び河川構造物，道路構造物及びその他の工作物を汚損させない。汚損させた場合は，作業終了の都度洗浄，清掃をする。
 - (6) 点検作業に当たり，河川区域や公園等における土地を一時的に使用する場合は，監督職員と協議するとともに，当該管理者の指示に従う。
 - (7) 点検作業後は，速やかに使用機器，仮設物等を搬出し，作業場所の清掃に努める。
 - (8) 受託者は，業務において異常を発見し，それが水道施設及び交通，付近住民に危害を及ぼす可能性があるなど，緊急の対応が必要と考えられる場合は，直ちに監督職員に連絡し，その指示を受ける。
 - (9) 受託者が，監督職員の指示に反して作業を続行した場合，及び監督職員が事故防止上危険と判断した場合は，作業の一時中止を命ずることがある。

6. 業務の遂行

受託者は、本業務の遂行に当たって、委託者の意図及び目的を十分理解し、経験豊かな技術者を定め、かつ適正な人員を配置し、確実に業務を完了しなければならない。

7. 連絡体制

受託者は、業務を遂行するにあたり進捗状況及びその他に関し、監督員と常に連絡がとれるようにしておかなければならない。

8. 専従者

(1) 本業務に従事する者（以下「調査員」という。）は、調査に熟練した専門技術者であり、入念かつ正確に遂行できる者でなければならない。また、調査員は、着手前に経歴書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(2) 委託者が不適任としたときは、受託者に調査員の交替を命ずることができる。

9. 調査時間

調査時間は月曜日から金曜日までの、午前8時30分から午後5時00分までとする。但し、祝日、振替休日及び委託者の指定する日（冬期休暇）は除く。

10. 業務計画

受託者は、本業務の着手に当たり、あらかじめ調査方法、工程表、使用機器、その他必要事項を記した業務計画書を提出し、委託者の承諾を得なければならない。

(1) 業務計画書

受託者は、事前につぎの事項を記載した業務計画書を提出する。

- ① 点検対象水管橋の状況整理（形式、管種、口径、空気弁・伸縮可とう管等の付属設備の状況、下部工構造、支持金物等の状況等）
- ② 現場組織（職務分担・緊急連絡体制等）
- ③ 業務計画（点検対象設備に対する点検項目、方法及び方針等）
- ④ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法等）

1 1. 調査方法

現場調査は1班2名体制で臨み、次のとおり行うものとし、その他委託者が必要と認める調査については監督員の指示によるものとする。

(1) 現場下見調査

調査に先立ち、調査区域内の水管橋と図面の照合及び地形の把握を行うものとする。

(2) 現地調査

水管橋点検業務における留意点

①管体については、管継手部や伸縮可とう管部分、また、空気弁部分等からの漏水の有無を確認するとともに、塗装の剥離状況や腐食状況等を確認する。特に海水の影響を受ける水管橋については注意する。

②添架形式の水管橋は、車両の振動影響を受けていることから、支持金具の状態も可能な限り点検する。

独立水管橋においては、橋台、橋脚の傾きや不同沈下、ひび割れや鉄筋腐食、塗装の剥離、その他異常等の有無について確認する。橋台部等に、管路用地を有する水管橋の点検においては、管路用地フェンスや防護柵等の状況、また、不法投棄やその他異常等の有無について確認する。

1 2. 器材及び消耗品

調査に必要な器材及び消耗品は、すべて受託者の負担とする。また、設計書に記載がなくとも調査上必要が生じた器材についても同様とする。

1 3. 日報・写真等

(1) 本業務における日報、写真、点検箇所の報告書等は、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和5年3月厚生労働省医薬・生活衛生局 水道課）」に準じた報告用紙とし、日報、点検箇所の報告書は調査日の翌日に監督員に提出するものとする。（報告書の様式は別紙参照）

(2) 現地調査の際、遠景近景を2方向以上から撮影すること。

1 4. 安全管理

- (1) 受託者は、調査にあたって細心の注意を払い、関係法令を遵守し、公衆及び調査員の安全を図らなければならない。
- (2) 人身事故が発生した場合は、速やかに監督員に報告しなければならない。
- (3) 調査は所要人員を配し現場内の整理、整頓及び安全に努めなければならない。
- (4) 受託者は、調査に必要な資料及びデータの取り扱いには十分に注意しなければならない。

1 5. 賠償の義務

本業務遂行中の事故災害については、受託者の責において処理し、万一事故が発生した場合は、臨機応変な措置をとり、速やかに委託者に報告しなければならない。また、本業務のため受託者が委託者及び第三者に損害を与えた場合、受託者はその責を負わなければならない。

1 6. 法令の遵守

受託者は、本業務の遂行に当たり、道路法、道路交通法、騒音規制法、労働基準法、その他関係諸法令を遵守し、これら関係法令による届出を要するときは、受託者において行うものとする。

1 7. 疑義の解釈

本仕様書に定めのない事項または、疑義が生じた場合は委託者受託者協議のうえ決定するものとする。

1 8. 成果品

- (1) 現場調査完了後は、調査報告書、写真帳、日報を各一部作成し、履行期限までに紙媒体と電子媒体で各一部ずつ提出すること。その他、委託者が必要と認める書類についても、受託者は提出しなければならない。
- (2) 提出する印刷地図は著作権に注意し、提出書類として利用できるよう事前に地図製作会社の使用許可を得ること。ネット地図を利用する場合、使用するアプリケーションは調査終了後も利用できるように使用許可を得ること。

1 9. その他

本仕様書以外の事項については、協議によるものとする。